

建築物の解体工事における総合評価落札方式（簡易型）の実施について

1 概要

解体工事の事故を防ぎ工事の品質を確保するため、平成28年6月1日に「解体工事業」が新設されるなど、必要な実務経験や資格のある技術者の配置は喫緊の課題となっている。

このような状況を鑑み、公共工事の品質を確保するため、技術的難易度が高く技術力や専門知識を求められる建築物の解体工事において、総合評価落札方式を実施する。

2 実施内容

(1) 解体工事の総合評価落札方式（簡易型）の評価項目

評価項目		評価点
① 工事成績	評価点 = 7点 × (工事成績点 - 65) / (最高工事成績点 - 65)	7.0
② 同種 工事実績	過去15年以内に建築階数及び延べ面積が同規模・同構造の 解体工事の施工実績(2.0点) ----- 過去3年間に建設工事に係る長野県優良技術者表彰、 国土交通省の優良工事表彰を受賞した企業(0.25点)	2.25
③ 地域要件	対象工事と同一の市町村に本社がある者(2.0点) ----- 対象工事と同一の地域振興局管内又は4広域内に本社がある者(1.0点)	1.0~ 2.0
④ 社会貢献	・信州リサイクル製品又は資材認定事業者である者(0.5点) ・県の小規模補修工事当番登録等（土木）又は 小規模維持補修に関する継続的契約あり(0.5点) ・県営住宅における緊急修繕業者への登録(0.5点)	0.5
⑤ 技術者 要件	技術者資格（1.0点） ----- 技術者実績（1.0点） ----- 継続教育（CPD制度）（0.75点）	2.75
⑥建設 マネジメント	経営事項審査の（W1）により評価する	1.0
⑦ 施工体制	当該工事に自社雇用の技能者を従事させる者(1.0点) ----- 自社保有の解体用重機で施工する者(1.0点)	2.0
価格以外の評価点		16.5~17.5
価格点		82.5~83.5
総合評価点		100

※①、⑥は必須、②～⑤、⑦は選択項目

(2) 対象工事

工事条件等を考慮しつつ、建築物の解体工事（3,000万円以上）で実施

(3) 実施開始期間（予定）

平成30年8月実施を目標